主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林正基の上告趣意は、事実誤認の主張を出でないものであり、同平松久生、同小神野淳一の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(原審の認定したところによれば、第一審判決判示第二事実の預金につき、所論のように被告人に持分権があつたとしても、該預金は、被告人とAとの共同預入名義となつていて、被告人の勝手に引出せないものであるにかかわらず、被告人がこれをほしいままに払戻を受けたというのであるから、右被告人の行為が横領罪に当ることは当然である。また、右第二事実を二の犯罪で併合罪に当るとの論旨は、原審で主張、判断のなかつた事項であるばかりでなく、被告人に不利益な主張であつて、上告理由として不適法である。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三七年三月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七